

構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合について

〔平成17年11月25日〕
〔関係省庁申合せ〕

- 1．構造計算書偽装問題に関する現状とその対応について、関係省庁が情報交換、意見交換を行い、連携を図るため、内閣に、構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合（以下「連絡会合」という。）を設置する。
- 2．連絡会合の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議	長	内閣官房副長官補
構	成	内閣官房内閣審議官
員		内閣府国民生活局長
		警察庁生活安全局長
		金融庁総務企画局総括審議官
		総務省大臣官房総括審議官
		法務省民事局長
		法務省刑事局長
		財務省大臣官房総括審議官
		国土交通省住宅局長
- 3．連絡会合の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、議長の指名した官職にある者とする。
- 4．連絡会合（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5．前各項に定めるもののほか、連絡会合の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合 幹事会

議長 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)
構成員 内閣府国民生活局消費者企画課長
警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長
金融庁監督局総務課長
総務省大臣官房企画課長
法務省民事局参事官
法務省刑事局刑事課長
財務省大臣官房参事官
国土交通省住宅局総務課長
国土交通省住宅局建築指導課長